

宗岡与名彦副町長

二期目就任

10月28日に臨時
議会在招集され、
宗岡与名彦氏を副
町長へ選任するこ
とについて同意さ
れました。



宗岡氏は、平成
22年11月1日付けで、第二代副町長
に就任。11月4日には多数の職員に
迎えられ、役場本庁舎前で二期目の
登庁式が行われました。宗岡氏は、
「あつという間の4年間でした。こ
れからも皆様と共に、町民の生活向
上及び町の活性化に寄与できるよう
務めます。」と二期目の抱負を述べ
ました。



みんなで徹底しよう三ない運動

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！



**政治家の寄付は禁止、
有権者が求めることも禁止されています**

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。次の①から④までの項目によって処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※「公民権停止」とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

① 政治家の寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をしよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を

表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④ 後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等を含む）を出すことは禁止されています。

禁止されている寄附の例

病気見舞い・祭りへの寄附や差入れ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ・結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合がある）・葬式の花輪、供花・落成式、開店祝の花輪・町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ・入学祝、卒業祝・お中元、お歳暮など



問 選挙管理委員会
電話 (84) 3152